

山梨県公報

号外第六十二号

平成二十二年

八月三十一日

火 曜 日

目 次

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則……………

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第三十一号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年八月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五号様式中「又は清算中の事業年度に係る予納額」を「軽減税率不適用法人の所得金額又は精算所得金額」とし「又は軽減税率不適用法人の所得金額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県条例施行規則第四十五号様式の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税並びに各事業年度に係る法人の事業税並びにこれと併せて賦課され又は

申告される地方法人特別税について適用し、同日前に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税並びに各事業年度分に係る法人の事業税並びにこれと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。

山梨県規則第三十二号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年八月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和五十六年山梨県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中「6 特定建築物所有者等の住所及び氏名」を「6 特定建築物所有者等の住所及び氏名
7 特定建築物として使用されるにいたつた年月日 年 月 日」

第七号様式中「7 特定建築物として使用されるにいたつた年月日 年 月 日」を「7 特定建築物として使用されるにいたつた年月日 年 月 日」

第八号様式中「8 建築物環境衛生管理技術者」を「8 建築物環境衛生管理技術者
9 建築物環境衛生管理技術者」

第六号様式中「6 建築物環境衛生管理技術者免状の写し」を「6 建築物の維持管理又は全部の管理について権原を有することを証する書類の写し(所有者以外に当該権原を有する者が写し
7 建築物環境衛生管理技術者免状の写し(所有者以外に当該権原を有する者が写し)に限る。）」とする。

第七号様式中「7 建築物環境衛生管理技術者免状の写し」を「7 建築物の維持管理又は全部の管理について権原を有することを証する書類の写し(所有者以外に当該権原を有する者が写し)に限る。）」とする。

第八号様式中「8 建築物環境衛生管理技術者」を「8 建築物環境衛生管理技術者
9 建築物環境衛生管理技術者」

第九号様式中「9 建築物環境衛生管理技術者」を「9 建築物環境衛生管理技術者
10 建築物環境衛生管理技術者」

第十号様式中「10 建築物環境衛生管理技術者」を「10 建築物環境衛生管理技術者
11 建築物環境衛生管理技術者」

第十一号様式中「11 建築物環境衛生管理技術者」を「11 建築物環境衛生管理技術者
12 建築物環境衛生管理技術者」

附 則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

山梨県規則第三十三号

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年八月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県環境影響評価条例施行規則（平成十一年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中ルをヲとし、トから又までをチからルまでとし、への次に次のように加える。

ト 景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域のうち同条第一項に規定する景観計画において、特に良好な景観を保全し、形成し、又は創出するため、事業の実施が景観に及ぼす影響について適切に配慮する必要があると定められた区域

附 則

この規則は、公布の日から施行する。